目

次

告 示

令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に 関する期限の延長

報

公

県

(税 務 課

_;

号 外

(--)

令

和 六 年

示

告

岐阜県告示第三十五号

規定により告示する。 割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長するので、条例第十二条第三項の 第一項の規定により当分の間道府県に申告納付することとされる軽自動車税の環境性能 の規定により課する狩猟税並びに地方税法附則第二十九条の十一及び第二十九条の十二 能割、条例第七十七条第一項の規定により課する自動車税の種別割、条例第百五十九条 到来するものについては、条例第七十二条第一項の規定により課する自動車税の環境性 を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に くは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所 る申告、申請、請求その他書類の提出 (審査請求に関するものを除く。) 又は納付若し 条第一項の規定により、地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 又は条例に定め 岐阜県税条例 (昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「条例」という。) 第十二

令和六年 | 月二十四日

指

定

地 域

富山県及び石川県

岐阜県知事

古 田

令和六年一月二十四日

号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

発行